



# 宮 崎 県 公 報

平成25年7月4日(木曜日)号外 第47号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

<p><b>選挙管理委員会告示</b></p> <p>○平成25年7月21日執行の参議院宮崎県選出議員 選挙における選挙運動に関する支出の最高額…………… 1</p>	<p>頁</p> <p>○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 1</p> <p>○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 1</p>
---	--

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第34号

平成25年7月21日執行の参議院宮崎県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の最高額は、次のとおりである。

平成25年7月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

1 候補者一人につき 35,844,100円

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成25年7月3日現在次のとおりである。

平成25年7月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,684人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 216,770人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成25年7月3日現在次のとおりである。

平成25年7月4日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	109,162人
都城市選挙区	46,199人
延岡市選挙区	35,847人
日南市選挙区	16,065人
小林市(西諸県郡高原町の区域を含む。)選挙区	16,299人
日向市選挙区	17,246人
串間市選挙区	5,809人
西都市(児湯郡西米良村の区域を含む。)選挙区	9,397人
えびの市選挙区	6,102人
北諸県郡選挙区	6,711人
東諸県郡選挙区	7,859人
児湯郡(西米良村の区域を除く。)選挙区	19,986人
東臼杵郡選挙区	8,417人
西臼杵郡選挙区	6,292人